

紙芝居ボランティア「おしゃべりくまさん」規約

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、紙芝居ボランティア「おしゃべりくまさん」と称し、目的に賛同する者をもって組織し、事務局は会長の自宅に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、紙芝居や大型絵本、エプロンシアター、手あそび、うた等を通じ、子どもたちに、人間としてのあり方を学んでもらうとともに、人生を歩む上で、夢や希望が持てるような心の豊かさを身につけてもらうことを目的とする。また、各会員の人格の陶冶と会員相互の心の交流も併せて図ることとする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 毎月 1 回、紙芝居等の上演を行う。
2. 2ヶ月に 1 回程度勉強会、打合せ会を行う。
3. その他、目的達成に必要な事業を行う。

(役員及び任期)

第 4 条 本会には、次の役員を置く。

会長 1名 本会を総括する。

副会長 2名 会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。

会計 1名 本会の会計を処理する。

幹事 若干名 本会の事業及び収支計画の策定にあたる。

監事 2名 本会の事業及び会計事務を監査する。

事務局長 1名 本会の庶務及び連絡調整を担当する。

2 役員の任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。

(顧問)

第5条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

(会議)

第6条 每年1回会長が総会を召集し、次のことを議決する。

(1) 事業計画と予算決算の承認。

(2) 規約の変更。

(3) その他、重要な事項。

2 総会の他、会長が必要と認めた場合は、隨時会議を開催する。

3 会議に付議された案件は、出席者の過半数の賛成により決定する。

(会計年度及び経費)

第7条

1 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2 本会の経費は、会費、助成金、寄附金等をもって充てる。

3 会費は年額1,000円とする。

4 特別事業には臨時会費を徴収する。

付 則 この規約は平成17年4月1日から施行する。